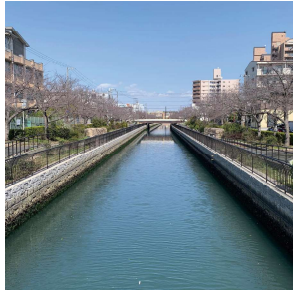


堺環濠都市地域を囲む 《環濠》 を自転車で観光しよう!



堺環濠周遊 自転車マップ



サイクルシティ・堺の市街地を囲む濠、「環濠」を自転車で巡りながら、点在する周遊スポットで堺の歴史や文化、産業に触れ、堺の魅力を堪能しよう!
堺環濠都市北部地区やベイエリアなど「堺」を感じられる場所の観光には、小回りがきく自転車が便利です。

堺環濠都市地域とは

室町時代後半から江戸時代初期にかけて、黄金の日々を謳歌(おうか)した「堺」。貿易都市として、自治都市として繁栄したその町は、400年以上の時間を超えて、現代の町並みの地下に眠っています。

地図凡例

? 堺駅観光案内所
Tel:072-232-0331



寺院



神社

? 堺東観光案内所
Tel:072-238-7174



博物館



公衆トイレ

R 堺観光
レンタサイクル



M もずふる
レンタサイクル



周遊スポット

S シェアサイクル
HELLO CYCLING



自転車屋

※自転車観光の際には、自転車の交通ルールを順守し、安全運転に努めましょう。
※掲載情報はマップ作成時点の情報になります。観光の際には施設の情報をご確認のうえ、ご利用願います。

ベイエリア
旧堺港を中心とした、市民の憩いの場であり親水空間。



サイクルシティ堺の貸出自転車

堺観光レンタサイクル
普通自転車:500円/日
電動アシスト自転車:1,000円/日



シェアサイクル(HELLOCYCLING)
130分/30分(30分経過後)100円/15分の
従量課金(12時間最大1,800円)
※期間中、変更する場合があります。



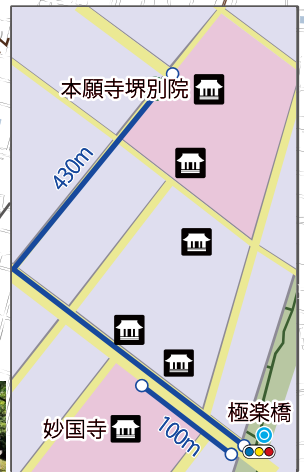
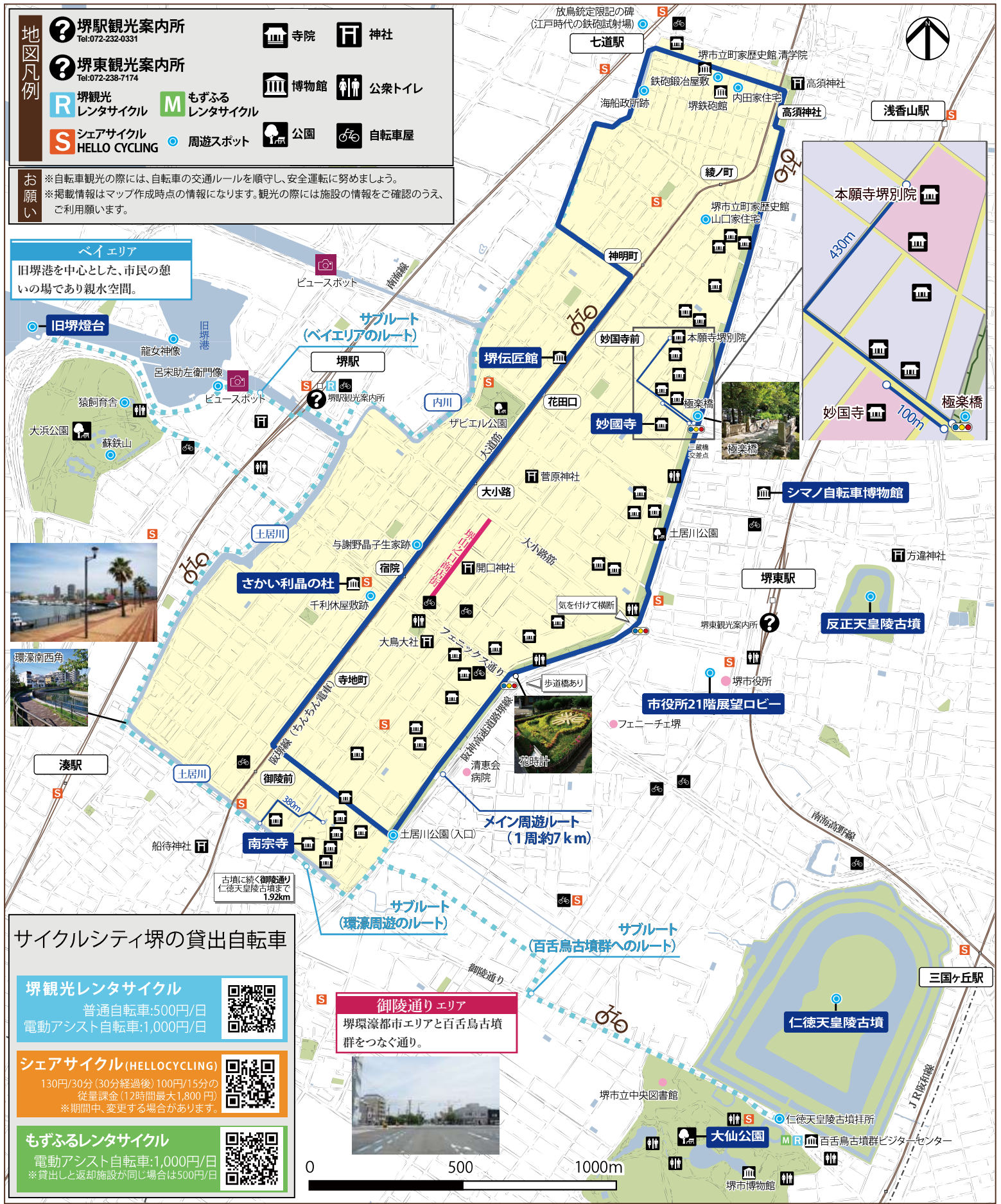
もずふるレンタサイクル
電動アシスト自転車:1,000円/日
※貸出しと返却施設が同じ場合は500円/日



御陵通りエリア
堺環濠都市エリアと百舌鳥古墳群をつなぐ通り。



0 500 1000m



三国ヶ丘駅

大仙公園

堺市博物館

自転車安全利用五則

令和4年11月1日改定

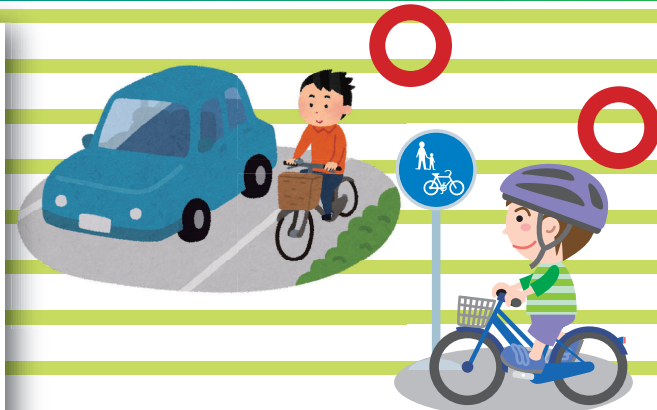


1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は道路交通法上、「**軽車両**」として扱われ、**車道の左側を通行**するのが原則です。

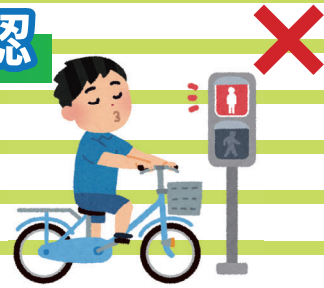
以下の場合に限って例外的に歩道を通行できます。

- ・「普通自転車の歩道通行可」の**標識**や**標示**により自転車の歩道通行ができることとされているとき
 - ・**13歳未満**や**70歳以上**の方又は**身体の不自由な方**が運転するとき
 - ・自転車通行の安全を確保するため、**やむを得ないとみとめられたとき**
- ※歩行者の妨げになりそうな場合は**一時停止**、状況に応じて**押し歩き**を行きましょう。



2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車事故の**約7割**が**交差点・交差点付近**で発生し、大半は**安全確認不足**による**出会い頭の事故**です。



3. 夜間はライトを点灯

日没前後の1時間は、交通死亡事故が多く発生します。この時間帯は、周囲の視界が徐々に悪くなり、自動車や自転車、歩行者などの発見がお互いに遅れたり、距離や速度が分かりにくくなります。早めに点灯し自分の存在を周囲に知らせましょう。



4. 飲酒運転は禁止

飲酒運転は飲酒していない場合に比べ死亡率が高く、重大事故に直結する危険な行為です。

- ・お酒を飲んだら運転しない
- ・運転する人にお酒を飲ませない
- ・お酒を飲んだ人には運転させない



5. ヘルメットを着用

道路交通法の一部改正(令和4年4月27日公布、1年以内に施行)により、**全ての自転車利用者**に対し、**自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務**化されました。



自転車ものれば車のなかま
ルールを守って正しく乗りましょう